

競争入札参加資格認定者の入札参加停止措置

静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項の規定に基づき、令和4年3月17日付けで、下記業者に対し入札参加停止を行った。

記

1 入札参加停止

(1) 業者名等

No	商号又は名称	代表者氏名	所在地
①	ナカバヤシ株式会社	代表取締役 湯本 秀昭	大阪府大阪市中央区北浜東1番20号
②	トッパン・フォームズ株式会社	代表取締役社長 坂田 甲一	東京都港区東新橋一丁目7番3号
③	小林クリエイト株式会社	代表取締役 小林 友也	愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地
④	株式会社イセトー	代表取締役 小谷 達雄	京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地
⑤	株式会社タナカ	代表取締役 田中 司郎	茨城県土浦市藤沢3495番地1
⑥	株式会社ディーソル	代表取締役社長 今村 勇雄	東京都中央区日本橋人形町一丁目8番4号

(2) 入札参加停止の理由

上記6社は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等について、受注価格の低落防止等を図るため、①受注予定者を決定する、②受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に、受注予定者を決定していた。

公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定違反があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

また、①ナカバヤシ株式会社は、首謀的な役割を果たしていること、独占禁止法による課徴金減免制度の適用を受けていることが公表されている。

このことは、静岡市入札参加停止等措置要綱第3条第1項別表第2第3項（独占禁止法違反行為）に該当し、入札参加停止期間は6月以上24月以内である。

独占禁止法違反行為における過去の措置事例（平成30年度以降7事例）を踏まえ、上記②～⑥の5社に6箇月の入札参加停止の入札参加停止とする。

また、①ナカバヤシ株式会社は、首謀的な役割を果たしており、他の5社よりも悪質であることから、6箇月の2倍の期間となる12箇月とし、課徴金減免制度の適用事業者であることが公表されていることから、同要綱運用基準第19項(3)の規定を適用し、12箇月の2分の1の期間となる6箇月の入札参加停止とする。

(3) 入札参加停止の期間

令和4年3月17日（木）から令和4年9月16日（金）まで6箇月